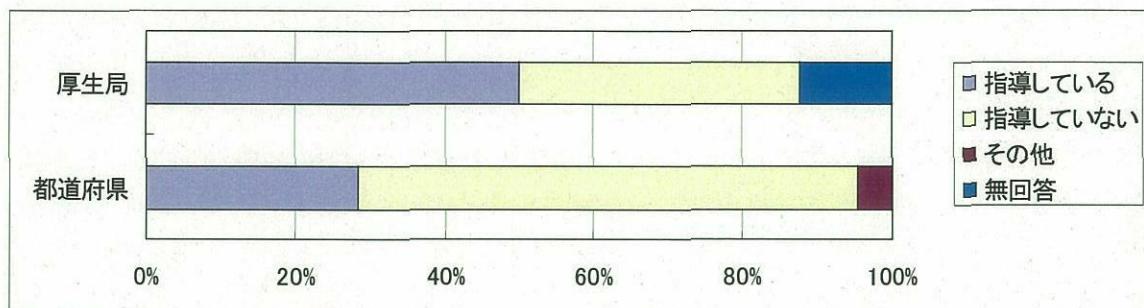


2 卒業の認定について

(1) 履修すべき授業時間数

ア 卒業の認定に関する指導状況

卒業に対する「指導を実施している」厚生局は4件(50.0%)、都道府県は6件(28.6%)となっている。



主な指導内容は、以下のとおりとなっている。

厚生局	都道府県
○学則等に生徒の進級又は卒業を認定する基準を明記するよう指導	○卒業の認定が課程に定めるとおり厳正に行われているかを確認
○文科省の卒業要件の出席時間数は8割だが、その生徒はその分授業を受けていないので、規定時間を満たすよう補講を行うことを指導	○進級の基準の明文化
○学則どおり運用するよう指導。学則どおりの運用が困難であれば、学則を見直すよう指導	○留年が多い施設の座学の授業内容の見直し、出席を促すよう指導
○指導要領若しくは学則に規定する授業時間に満たない生徒は補講を行うこと	○規定授業数を未履修のまま卒業認定を行っていたため補習実施を指導

イ 卒業の認定の状況

卒業を認めるための生徒が履修すべき授業時間数は、「総授業時間数と同時間の履修が必要」は75.5%、「学則で定めた総授業時間数を下回った場合でも試験等の成績考査により卒業を認める」は10.3%となっている。

